

成年後見制度の利用支援等

墨田区 福祉保健部 厚生課

「墨田区地域福祉計画」における位置づけ

【基本目標】

包括的に支援するしくみを強化する



【取り組みの方向性】

地域で安心して暮らし続けるための支援をする



施策 1 成年後見制度などの権利擁護事業を推進する

「成年後見制度」とは

福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の権利や財産を保護し、支えるための制度。

対象者	認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方
援助者 (後見人等)	家庭裁判所によって選任される人 (親族、弁護士、社会福祉士、市民後見人 等)
申立人	本人、親族、区市町村長 等
できること	福祉サービスの利用契約、預貯金の管理、不動産の売買、遺産分割の協議、老人ホームの入所契約 等
援助者(後見人等) への報酬	月20,000～60,000円 (墨田区では条件を満たすと月18,000～28,000円の助成あり) 市民後見人の場合には報酬はなく別途活動費として月8,000円

成年後見制度(区長申立)の流れ

ケアマネージャー・生活相談員・入所施設・高齢者支援総合センター等の本人との関係機関が、本人の状況を確認

高齢者福祉課・障害者福祉課・生活福祉課などが連絡を受ける

各主管課が申立書類を作成し厚生課へ提出
厚生課から家庭裁判所へ提出

家庭裁判所での審判(後見・保佐・補助の判定)
後見等の開始

区と社会福祉協議会の事業

成年後見制度の利用支援

<u>区長申立</u>	身寄りがいない方などの成年後見開始の審判請求を区長が申し立てます。
<u>報酬助成</u>	成年後見人等への報酬を支払うことが困難な方に対し、助成を行います。 区長申立：区が助成 親族申立：社会福祉協議会が助成

区と社会福祉協議会の事業

市民後見人の育成支援

【市民後見人】

地域の身近な立場から成年後見活動を行う地域住民

養成研修

市民後見人になりたい方のための研修（令和6年度から隔年実施）

フォローアップ研修

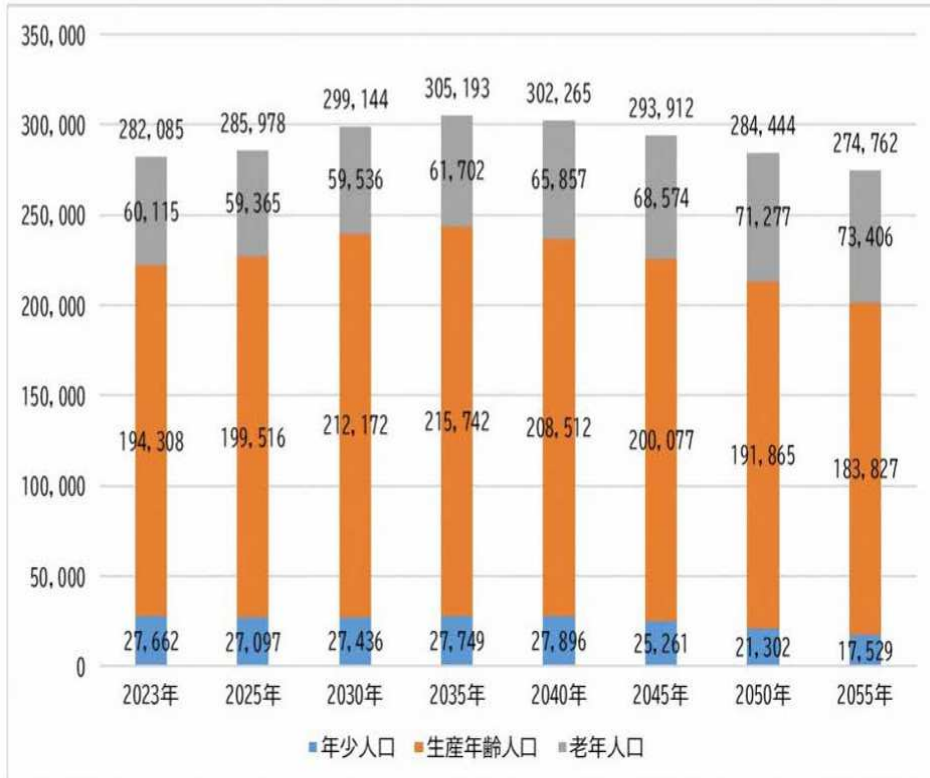
市民後見人としての活動に役立つ内容を学ぶ研修

活動報告会・意見交換会

各々の活動状況の情報交換や課題解決を目的とする会

現状：高齡者数と単身世帯数の推計

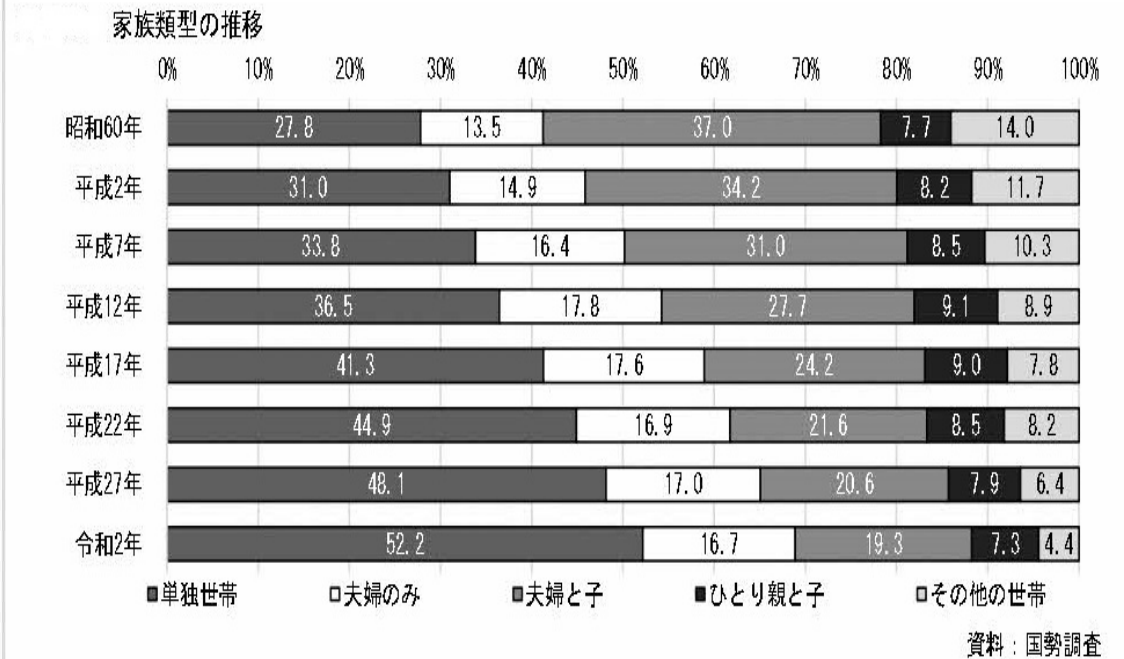
将来人口推計



資料：令和5年度将来人口推計結果

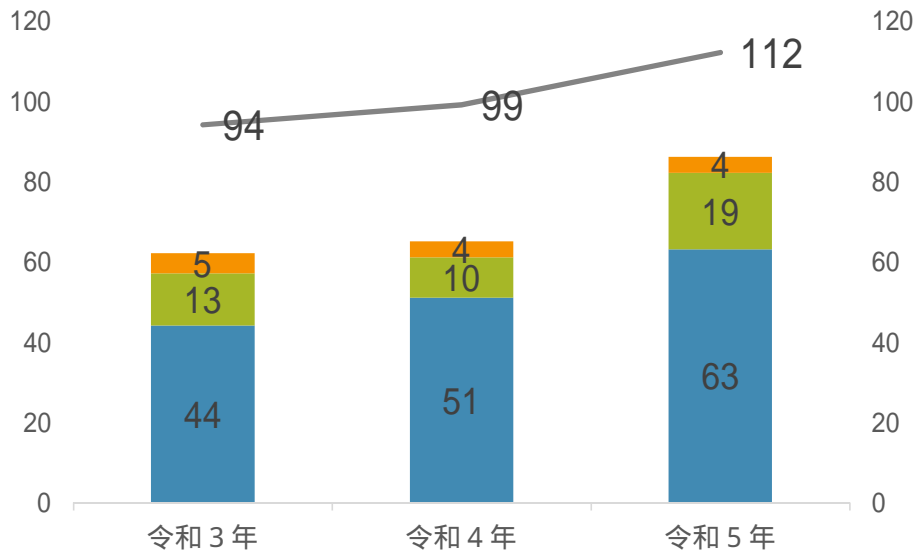
(注) 年齢階層別の人口を足し合わせた値が合計値と合致しない年次がある

単身世帯数推計



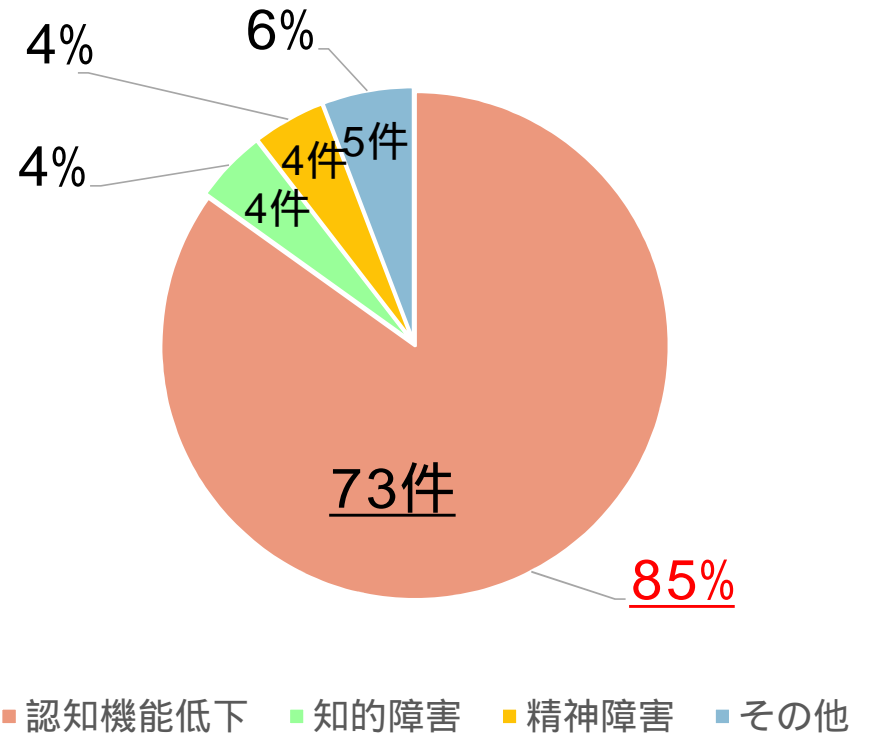
現状：申立数とその内訳

区長申立の類型



- 補助・・・判断能力が不十分
- 保佐・・・判断能力が著しく不十分
- 後見・・・判断能力が欠けている状態が通常
- 区内申立数 (区長以外の申立も含む)

区長申立の理由 (令和5年)



端数処理の都合上、合計99%となります

現状：市民後見人の活動実績

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
区長申立件数	62件	65件	86件	86件
養成研修 修了者数	8名	21名	20名	
新規の 受任者数	9名	3名	5名	3名
活動中の 受任者数	29名	26名	29名	29名

市民後見人または地域福祉権利擁護事業の生活支援員としての活動者数は、

令和7年2月時点で125名

現状 まとめ

高齢者数の増加
(認知症の方の数の増加)
単身世帯数の増加

成年後見制度の利用が
必要な方の増加

申立の類型は後見(症状が
重い方)の割合が最多
市民後見人の受任件数が
増えない

判断能力が低下し始め
た初期段階からの制度
利用が少ない

成年後見制度の利用支援における課題

制度の認知度が低い
制度利用への心理的
抵抗感がある

必要な方の把握が十分
にできていない

制度自体の使い勝手が
悪い(報酬負担が大きい、
後見人の交代がしにくい 等)

周知・啓発(区民向け
勉強会の実施 等)

高齢者支援総合センター
等との連携強化

(国において制度見直し
を検討中)